

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

キャッシュカードによるATM取引の制限拡大

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、特殊詐欺被害防止を目的として、キャッシュカード（ICキャッシュカード、Duoカードを含みます）によるATM取引（振込・引出し）の制限を拡大いたしますのでお知らせします。

キャッシュカードを詐取し、ATMで多額の現金を引き出す等の特殊詐欺被害が全国的に増加していることから、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施するものです。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 実施日

2024年11月7日（木）

2. 実施内容

個人（個人事業主を含む）のお客さまの1日あたりの利用限度額は、振込、引き出しの合計で100万円です。利用限度額に加えて年齢とご利用実績に応じ、新たに次の制限がかかります。

(1) 振込

対象：個人および個人事業主のお客さま

条件：過去1年以上、当行キャッシュカードによる振込の利用がない方

対象年齢	変更前	変更後
70歳以上	1回あたり30万円以上の振込はできません。	1回あたり30万円以上の振込はできません。
65歳以上 69歳以下	制限なし	

(2) 引出し

対象：個人のお客さま（個人事業主のお客さまを除きます）

条件：過去1年以上、当行キャッシュカードによる30万円以上の引出しの利用がない方

対象年齢	変更前	変更後
65歳以上	制限なし	1日あたり30万円を超える引出しはできません。

※上記の取引制限の解除を希望される場合は、キャッシュカードおよび本人確認書類をご準備のうえ、窓口までお申し出ください。

以上